

第 46 回公害紛争処理連絡協議会から

「全国の公害紛争処理の概況報告等について」

公害等調整委員会事務局長 飯島 信也

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。講演に先立ちまして、私の方から簡単に公害紛争処理の概況報告をさせていただきます。

1 平成27年度における公害紛争処理（資料 1 p.1）

公害紛争処理制度全体で事件の処理状況を見てみますと、平成27年度に係属しました事件数は、合計で147件、前年度より若干減少となっております。このうち、公害等調整委員会の係属事件が60件、都道府県公害審査会等の係属事件が87件と、都道府県の方が若干増加となっております。結果として、構成比で見ますと、都道府県公害審査会等の占めている割合が約6割というような状況になっています。

2 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理

(1) 公害紛争事件の処理状況（資料 1 p.2）

次に、公害等調整委員会の公害紛争処理状況であります。平成27年度の係属事件60件のうち、新規受付事件が16件、そのうち裁定事件が15件であります。また、終結した事件は28件で、これらは全て裁定事件です。終結の内訳を見ますと、棄却が13件、職権で調停に移行して調停成立したものが8件、申請の取下げが5件、不受理が1件、因果関係を認めないものが1件となっております。因果関係を認めないというのは、これは裁判所から原因裁定の囑託があった事件です。なお、職権調停の成立件数8件というのは、今までで最多となっております。

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組（資料 1 p.3）

公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組について、ご報告をいたします。

① 事件調査の充実

事件調査の充実についてです。公調委では、必要に応じて申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施しまして、適正な処理に努めております。平成27年度は、業者に委託して行う調査を6つの事件で行いました。また、裁定委員などが被害発生地域に出向いて行う現地調査を2つの事件で実施をしております。そのほか、随時、関係地方自治体へのヒアリング、専門委員等の現地調査などを行っております。

② 現地期日の開催

現地期日の開催であります。東京から離れたところに在住する当事者の負担軽減のために、必要に応じて現地での期日開催を行っており、平成27年度は5回、開催をしております。

③ 公害紛争処理手続の電子化

これは先ほど委員長の挨拶でも紹介がありましたが、公害紛争処理制度に関する懇談会の議論を踏まえ、規則改正を行い、今年1月から裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールで提出できるような形にいたしました。実際の利活用はこれからになりますけれども、手続の効率化とか利用者の利便性向上といった観点から、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

④ 広報活動の取組

制度の一層の周知を図るために広報活動を行っております。主な取組としては、市・区役所を訪問して、制度の紹介や意見交換・情報交換を行うこと。また、法テラスの地方事務所での説明会の実施、全国の高等裁判所、地方裁判所に対して、公害をめぐる民事訴訟において裁判所が公調委に対して原因裁定を嘱託できるというような話などを周知しております。なお、本日お手元にお配りしておりますWeb機関誌「ちょうせい」、これを年4回発行しております。

3 都道府県・市区町村との連携

公害紛争処理や公害苦情相談の業務については、国、都道府県、市区町村、それぞれの役割で分担をして業務を行っております。それぞれの役割を適正に果たして成果を上げるためには、相互の連携というものが大変重要だと考えております。本日の連絡協議会もそういった目的の会議であります。この連携のための取組ということで、幾つかご紹介をいたします。

① 都道府県公害審査会等における原因裁定等の活用について（資料1 p.4）

都道府県公害審査会を経て公調委に係属した事件が平成27年度は4件ありまして、公調委が受理する際には、担当した公害審査会に意見照会を行い、情報共有を図っております。

② 都道府県公害審査会・都道府県主催研修会等への講師派遣（資料1 p.4）

都道府県で開催される研修会に、要請に応じて公調委から講師を派遣しております。平成27年度は、8県で講演をしております。

③ 都道府県・市区町村との情報共有（資料1 p.5）

情報共有のための会議としてブロック会議を開催しております。1つ目が各都道府県の担当職員を対象とした公害紛争処理関係ブロック会議、2つ目が市及び区の公害苦情相談員や担当職員を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議でございます。是非、積極的にご参加をいただきますようお願いいたします。また、開催となります道県あるいは開

催市におかれましては、大変お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

④ 今後の一層の連携に向けて（資料 1 p.6）

都道府県公害審査会等におかれまして、今後、特にご留意いただきたい点をまとめております。

先ほど、富越委員長の挨拶の中でも触れておりますけれども、1つは、公害紛争の適切な解決に向けて、必要と考えられる場合、公調委の裁定手続きをご活用いただきたいということであります。因果関係の存否が争点となっている調停事件において、原因裁定の制度を活用すること、あるいは、調停打ち切りとなった事件において、責任裁定や原因裁定の制度を活用することなどが可能であります。調停による解決が困難な事件で、実際に被害があつて、適正に解決する必要があると考えられる事件がもしありましたら、必要に応じてご活用いただければと思います。同様に、管内の市区町村の公害苦情相談においても、必要と考えられる場合は、ご紹介いただきたいと思ひます。

2つ目ですが、先ほどもご報告いたしました、研修会等を行われる際には公調委から講師を派遣することができますので、この点につきましてもお気軽にご相談いただければと思います。

是非、公調委の持つております機能やノウハウを一層ご活用いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

4 家庭用ヒートポンプ給湯器を原因とする健康被害について（資料 1 p.7）

家庭用ヒートポンプ給湯機を原因とする健康被害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応ということでもまとめております。今までもブロック会議などの場でご報告しておりますけれども、改めて、簡単にまとめました。

平成26年12月に消費者安全調査委員会で、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申し出事案に関して、報告書が取りまとめられました。その際に当委員会に対しまして、家庭用ヒートポンプ給湯機により紛争となった場合、地方公共団体への適切な苦情処理対応について検討、指導、助言を行うことといった意見が出されております。この家庭用ヒートポンプ給湯機、いわゆるエコキュートにつきましては、既に従来から低周波音の発生による公害苦情相談等がいろいろ来ております。こうした意見を踏まえまして、報告書の内容について文書あるいはブロック会議の場を通じて周知をさせていただきました。

さらに、このような公害苦情処理事例を重点的に全国から収集、ご報告をいただき、それらを掲載した公害苦情処理事例集を今年3月に作成し、提供させていただきました。適宜、ご活用いただきまして、このような事案に対して引き続き適切に対処していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、平成27年度の紛争処理の概況報告とさせていただきます。

4 終わりに

最後になりますけれども、皆様方におかれましては、公害紛争の迅速・適正な解決のため、日ごろから多大なご尽力をいただき、また、市区町村も含めた連携についてご協力をいただいておりますことを改めてここに感謝を申し上げます。今後とも引き続き、ご尽力、ご協力をお願い申し上げます。私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。